

平成 30 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 中田 誠司
(コード番号 8601 東証・名証 (第 1 部))

新株予約権方式によるストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社、当社子会社及び当社関連会社の使用人、並びに当社子会社及び当社関連会社の取締役及び執行役員（以下、「役員」といいます。）に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会又は当社取締役会の決議による委任を受けた当社執行役に委任することにつき、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 81 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社、当社子会社及び当社関連会社の使用人、並びに当社子会社及び当社関連会社の役員を対象として、連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で、下記 2. に定める新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を無償で発行しようとするものであります。

本新株予約権は、当社、当社子会社及び当社関連会社の使用人、並びに当社子会社及び当社関連会社の役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を、割当日（「割当日」とは、新株予約権を割り当てる日を意味します。以下同じ。）における当社普通株式の時価を基準に決定することとして発行するものであります。

なお、本新株予約権は、当社の社外取締役に対しては発行いたしません。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「本新株予約権」の内容、払込金額及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「本新株予約権」の数の上限
下記(3)に定める内容の新株予約権 75,000 個を上限とする。

なお、「本新株予約権」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 750 万株を上限とし、下記(3)①により「本新株予約権」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「本新株予約権」の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「本新株予約権」の払込金額
「本新株予約権」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「本新株予約権」の内容

① 「本新株予約権」の目的である株式の種類及び数

「本新株予約権」の目的である株式の種類は普通株式とし、「本新株予約権」1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とする。なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」といいます。）後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「本新株予約権」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 「本新株予約権」の行使に際して出資される財産の価額

各「本新株予約権」の行使に際して出資される財産の価額は、「本新株予約権」の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、「本新株予約権」の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 「本新株予約権」の行使期間

平成 35 年 7 月 1 日から平成 40 年 6 月 26 日までとする。

④ 「本新株予約権」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 「本新株予約権」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 「本新株予約権」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 1) 記載の資本金等増加限度額から上記 1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 「本新株予約権」の譲渡制限

譲渡による「本新株予約権」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 「本新株予約権」の行使の条件

1) 各「本新株予約権」の一部行使はできないものとする。

2) その他の行使の条件は、当社と「本新株予約権」の権利者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

⑦ 「本新株予約権」の取得事由及び取得の条件

「本新株予約権」の権利者が「本新株予約権」を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は「本新株予約権」の権利者が「本新株予約権」の全部若しくは一部を放棄した場合には、当社は当該「本新株予約権」を無償で取得することができる。

⑧ 1 株に満たない端数の処理

「本新株予約権」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上